いると解される。このように，裁判員の職務等は，司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり，これを「苦役」ということは必ずしも適切ではない。また，裁判員法16条は，国民の負担を過重にしないという観点から，裁判員となることを辞退できる者を類型的に規定し，さらに同条８号及び同号に基づく政令においては，個々人の事情を踏まえて，裁判員の職務等を行うことにより自己又は第三者に身体上，精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当な理由がある場合には辞退を認めるなど，辞退に関し柔軟な制度を設けている。加えて，出頭した裁判員又は裁判員候補者に対する旅費，日当等の支給により負担を軽減するための経済的措置が講じられている（11条，29条２項）。

これらの事情を考慮すれば，裁判員の職務等は，憲法18条後段が禁ずる「苦役」に当たらないことは明らかであり，また，裁判員又は裁判員候補者のその他の基本的人権を侵害するところも見当たらないというべきである。

４　裁判員制度は，裁判員が個別の事件ごとに国民の中から無作為に選任され，裁判官のような身分を有しないという点においては，陪審制に類似するが，他方，裁判官と共に事実認定，法令の適用及び量刑判断を行うという点においては，参審制とも共通するところが少なくなく，我が国独特の国民の司法参加の制度であるということができる。それだけに，この制度が陪審制や参審制の利点を生かし，優れた制度として社会に定着するためには，その運営に関与する全ての者による不断の努力が求められるものといえよう。裁判員制度が導入されるまで，我が国の刑事裁判は，裁判官を始めとする法曹のみによって担われ，詳細な事実認定などを特徴とする高度に専門化した運用が行われてきた。司法の役割を実現するために，法に関する専門性が必須であることは既に述べたとおりであるが，法曹のみによって実現される高度の専門性は，時に国民の理解を困難にし，その感覚から乖離したものにもなりかねない側面を持つ。刑事裁判のように，国民の日常生活と密接に関連し，国民の理解と支持が不可欠とされる領域においては，この点に対する配慮は特に重要である。裁判員制度は，司法の国民的基盤の強化を目的とするものであるが，それは，国民の視点や感覚と法曹の専門性とが常に交流することによって，相互の理解を深め，それぞれの長所が生かされるような刑事裁判の実現を目指すものということができる。その目的を十全に達成するには相当の期間を必要とすることはいうまでもないが，その過程もまた，国民に根ざした司法を実現する上で，大きな意義を有するものと思われる。このような長期的な視点に立った努力の積み重ねによって，我が国の実情に最も適した国民の司法参加の制度を実現していくことができるものと考えられる。

第２　その余の上告趣意について

弁護人のその余の上告趣意は，単なる法令違反，事実誤認，量刑不当の主張であって，適法な上告理由に当たらない。

よって，刑訴法414条，396条，刑法21条により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

検察官岩橋義明，同上野友慈　公判出席

平成23年11月16日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　古田　佑紀
裁判官　那須　弘平
裁判官　田原　睦夫
裁判官　宮川　光治
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　竹内　行夫
裁判官　金築　誠志
裁判官　須藤　正彦
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　寺田　逸郎

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき，次件名，公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年十二月五日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　にかほ市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年一月五日　午前十時から

三　場所　にかほ市総合福祉交流センター（秋田県にかほ市平沢字八森三十一番地一号）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定。）

２　詳細は，東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びににかほ市（秋田県にかほ市平沢字舟橋四番地）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は，別記様式により，住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記すること。），氏名（ふりがなを付すこと。），職業（団体又は企業にあっては，その名称，所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し，封筒の表に「にかほ市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して，平成二十三年十二月十六日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお，意見陳述の届出が多数の場合は，東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上，その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は，郵便往復はがき（住所，氏名及び「にかほ市関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし，一人一通に限る。）により，平成二十三年十二月十六日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお，傍聴申込みが多数の場合は，抽選により傍聴者を指定の上，その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは，翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は，公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

にかほ市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので，次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは，できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は，できる限り所定の欄に記載することとし，意見の詳細を記載する場合には，別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は，氏名の欄にはその名称，代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を，住所の欄にはその団体又は企業の所在地を，職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都中央区新川一丁目３番17号**大平洋製鋼株式会社**の工場財団に富山市下新日曽町１番93号大平洋製鋼株式会社富山製造所の機械，器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者，差押，仮差押又は仮処分債権者は，本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年12月５日　　富山地方法務局